

注目!

住まいの耐震化はお済みですか？

地震大国である日本では、いつどこで大地震が発生してもおかしくありません。また、過去の大地震発生時には、多くの方が建築物の倒壊によって亡くなっています。地震による被害を減少させるために、まずは耐震診断を行い、補強が必要な箇所の耐震改修を実施しましょう。

特に、耐震基準が大きく変わった昭和56年以前に建てられた木造住宅は、専門家による耐震診断を受けることをおすすめします。以下でご案内する各種制度を活用し、壊れない住まいを目指しましょう。

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
対象となる住宅	補助制度の活用を検討される場合は、必ず耐震改修工事の契約・着工前にご相談ください！ 次を満たす現に居住する（予定含む）在来工法の木造住宅 ① 個人所有のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 【補足】 ✓併用住宅の場合は、建物の過半が住宅であるもの。 ✓昭和56年6月1日以降に増改築をした部分がある場合は、その部分が建物の1/2未満のもの。 ただし、平成17年6月1日以降に増改築をした部分があるものは原則として対象となりません。	次の要件を満たす左欄以外の住宅 ・左欄①及び②に同じ ・非木造（RC造、S造等）の住宅 ・伝統工法の木造住宅 ・長屋、共同住宅も対象です。 【対象とならないもの】 ・丸太組構法、その他特殊なもの

ステップ1 耐震性を確認しましょう

お問い合わせ先

安曇野市 建築住宅課 住宅係
☎ 0263-71-2245 (直通)

■ 耐震診断の助成制度の概要（令和5年度）

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
耐震診断に要する経費	無 料	経費の2／3を助成 限度額 13万 6, 000 円(長屋等を除く)
診断の流れ	(1) 市が委託した「長野県木造住宅耐震診断士(注)」が診断します。(現地調査のうえ診断結果報告書を作成) (2) 壁の位置や壁量、劣化具合等を現地調査します。 (3) 後日、診断士が報告書について説明に伺います。 【診断の指標】震度6強～7クラスの大規模地震を想定	(1) 事前に市に相談し、助成の可否や、耐震診断を実施する建築士事務所の情報などを確認してください。 (2) 建築士事務所に耐震診断を依頼してください。
		【診断の基準】 平成18年国土交通省告示第184号 又は 認定診断法
		耐震改修をお勧めします。

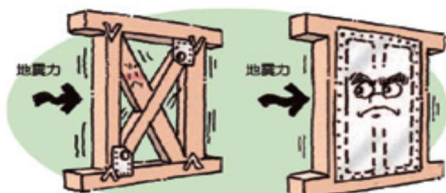
(注) 木造住宅耐震診断士とは、所定の技術講習を受講のうえ県が長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録した建築士です。

耐震補強のイメージ

<耐力壁を増やし金物で補強する>

地震の力に耐えるため、筋かいや合板などにより造られた耐力壁が必要です。

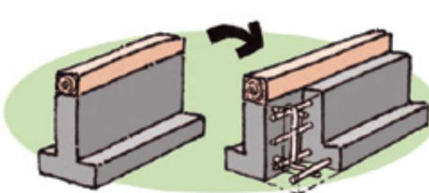
耐力壁を増やすとともに、軸組の接合部は金物でしっかり補強します。



<基礎を頑丈にする>

基礎に鉄筋が入っていない場合は、基礎が壊れないようにします。

旧基礎の横に沿わせて新たな基礎を造って補強する方法があります。



<屋根を軽くする>

屋根が重いほど地震の力を大きく受けて軸組材の負担が大きくなります。

重い瓦を軽い材料の屋根に葺き替えると、地震の被害を少なくできます。



ステップ2 耐震改修工事を検討しましょう

お問い合わせ先

安曇野市 建築住宅課 住宅係
☎ 0263-71-2245 (直通)

■ 耐震設計・耐震改修工事の助成制度の概要（令和5年度）

構造別	在来工法の木造住宅	左欄以外の住宅
耐震設計に要する経費	(原則として助成はありません)	耐震設計費の2/3を助成 [図面等作成、構造計算、積算見積等] 《 限度額 20 万円 》
耐震改修に要する経費	耐震改修工事費の4/5を助成 《 限度額 115 万円 》 又は 除却工事費の1/2を助成 《 限度額 97 万 8,600 円 》	
助成の要件	改修前の耐震診断の総合評点が1.0未満かつ 改修後の総合評点が0.7以上となる工事	耐震改修計画認定の要件を満たす補強工事 (総合評点1.0以上同等)
	【補足】 ✓ 改修後の総合評点が1.0未満の場合は、税制優遇などの措置は受けられません。 ✓ 国や県の交付金が財源となっている他の補助金との併用は、原則できません。	
所得制限	◆給与所得のみの者：収入金額1,442万円以下 ◆その他の者：所得金額1,200万円以下	

除却後の新築は「信州健康ゼロエネ住宅助成金（新築タイプ）」を活用しましょう。《最大50～200万円》
◆要件：外皮性能及び一次エネルギー消費量の基準に適合、県産材を使用、再生可能エネルギー設備の設置など

お問い合わせ先：長野県松本建設事務所 建築課 ☎ 0263-40-1935

ステップ3 税制の優遇措置を利用しましょう

税目によって対応窓口が異なります。
必ず最新情報をご確認ください。

■ 住宅の耐震改修に伴う減税制度（耐震改修促進税制）の概要

税 目	所 得 税 （国 税）				固定資産税 （市税）	
適用時期	令和7年度延長・拡充中				工事の完了時期が 平成18年～令和8年3月31日	
優遇措置	税額控除	控除期間	控除額の計算方法	控除限度額	減額期間	軽減率
	① 住宅耐震改修特別控除	1 年	耐震改修工事×10%※ 限度額超過分+その他工事×5%	62.5万円	1 年	1 / 2
	② 住宅借入金等特別控除	10 年間	借入金の年末残高等×0.7%	14万円	工事完了年の 翌年度限り	家屋面積 120㎡相当分 まで
	①と②のいずれの適用要件も満たしている場合には両方について適用可能。 自ら居住する住宅であることが要件となります。また、②(中古住宅の取得等も対象)は自ら所有する住宅であることも要件となります。 ◆確定申告書に必要書類等を添付して税務署に提出する必要があります。 ※住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額等、詳細な計算方法は国税庁HP をご確認ください。				原則として、耐震改修完了後、 3か月以内に申請してください。 ※年内工事完了分は年内に。	
お問い合わせ	松本税務署 ☎ 0263-32-2790（代表） ※音声案内に従って、窓口を選択してください。				安曇野市税務課家屋担当 ☎ 0263-71-2482（直通）	
参考 Web	○国税庁「タックスアンサー」→「所得税」→「マイホームの取得や増改築など」→「No.1216」「No.1222」 ○国土交通省「住宅・建築」→「住宅税制」→「各税制の概要」 ○(一社)住宅リフォーム推進協議会「リフォームの減税制度」					



ブロック塀の撤去による減災もお勧めします。

ブロック塀を撤去し、3m以上の生垣を設置する場合の経費を助成します。詳細は、安曇野市建築住宅課建築景観係(電話 0263-71-2242)までお尋ねください。

あづみの
安曇野の農産物を応援する妖精

あづみ〜ず

